

令和5年度 清須市地域防災計画の修正について

1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 地域防災計画修正の根拠

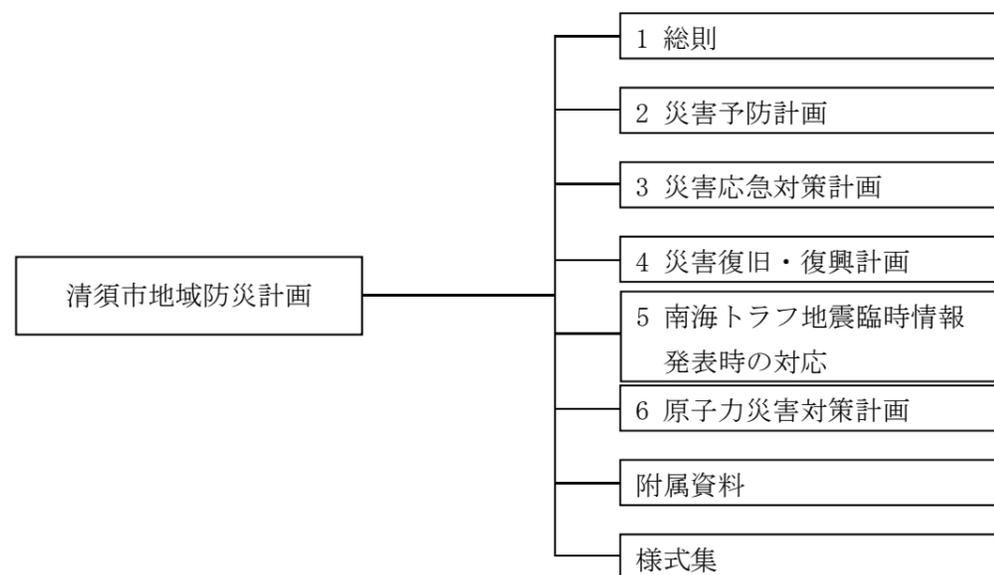
- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和2年7月豪雨において、全国各地で記録的な大雨となり、九州南部、九州北部、東海及び東北の多くの地点で24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えました。球磨川や筑後川などの大河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等により、死者82名、行方不明者2名など、極めて甚大な被害が広範囲で発生しました。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の観点を取り入れた防災対策の推進が求められることとなりました。
⇒ 近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。
- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和5年5月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。
⇒ そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行いました。

4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、防災関係機関等が対応をとれる体制を確保するための計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

I 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱について

◆東海財務局の事務について

⇒災害時に各機関が処理すべき事務又は業務の大綱について、東海財務局の事務内容をより具体的な文言に修正した。

<主な修正箇所>

○総則 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 P17

II ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正について

⇒愛西市（旧永和荘跡地）において、県内1か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を整備し、2023年3月18日から供用開始したことを踏まえ、拠点の役割、要件等を追記した。

【役割】広域・全県的な活動拠点

【要件】面積：1ヘクタール以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画（風水害） 第4章 応援協力・派遣要請 P178

○災害応急対策計画（地震） 第4章 応援協力・派遣要請 P359

参考

①所在地

愛西市大井町浦田面268番地

②規模等

敷地面積：約13,000㎡

上面部面積：約7,400㎡

盛土高：約3m

③防災拠点機能

(1)ヘリコプター離発着場

(2)救出・救助ボート船着場



④敷地内防災倉庫

●倉庫概要

構造・階数：鉄骨造・2階建

建築面積：363㎡

延床面積：500㎡

最高高さ：8.3m



III 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正について

⇒気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記した。

発表条件	震度5弱以上を予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画（地震） 第2編 地震災害応急対策 P318

参考

出典：気象庁リーフレット「新しい緊急地震速報～長周期地震動階級の予想も追加」

長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。

階級	揺れの状況
4	●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ●キャスター付き家具等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
3	●立っていることが困難になる。 ●キャスター付き家具等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
2	●室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ●キャスター付き家具等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。
1	●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。

低い建物でも免震構造の場合は揺れることがある

V その他の修正について

◆避難行動要支援者対策について

⇒避難行動要支援者について、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別計画を作成することに加え、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を要する障害児等も対象になることに留意する旨の記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第9章 第3節 要配慮者支援対策 P 8 8